

許認可等の内容	庁舎での行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市立病院庁舎管理規程第4条第1項		
担当課	市立病院総務課	処分権者	病院事業管理者
標準処理期間	7日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 庁舎での行為の許可は、その行為を庁舎で行う必要性があり、かつ、次に掲げる事項に該当するかどうかを判断して行う。 1 当該行為が執務の妨げにならないと認められること。 2 当該行為が来庁者の妨げにならないと認められること。 3 当該行為が憲法第89条に抵触しないこと。 4 庁舎の安全、防災、機密保持その他庁舎の管理に支障をきたさないと認められること。 なお、「本庁舎」とは、本庁舎その他附属施設及びその従物並びにこれらの敷地をいい、「その他附属施設」とは、倉庫、車庫をいい、「その従物」とは、本庁舎、附属施設以外のものをいい、「これらの敷地」とは、これらのすべての敷地をいう。			

許認可等の内容	庁舎への集団立入りの承認		
根拠法令及び条項	鳥取市立病院庁舎管理規程第6条		
担当課	市立病院総務課	処分権者	病院事業管理者
標準処理期間	3日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 集団立入りの承認は、庁舎に集団で立入る必要性があり、かつ、次に掲げる事項に該当するかどうかを判断して行う。 1 当該行為が執務の妨げにならないと認められること。 2 当該行為が来庁者の妨げにならないと認められること。 3 庁舎の安全、防災、機密保持その他庁舎の管理に支障をきたさないと認められること。			

許認可等の内容	使用料及び手数料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市立病院使用料及び手数料条例第2条第2項		
担当課	市立病院総務課	処分権者	病院事業管理者
標準処理期間	1日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 室料加算料の減免は、当病院の入院患者で、担当主治医が黄色ブドウ球菌（MRSA）による感染症と認め、個室での治療が不可欠な場合には、その認めた日から治癒までの期間の室料加算料の全額を免除する。 その他の使用料及び手数料については、当面減免する予定はない。			